



令和元年度

しゅうえんしょうれいひ

私立幼稚園就園奨励費補助金制度のお知らせ (令和元年4月～9月分まで)



世帯の所得額が一定基準以下の保護者に私立幼稚園の入園料と保育料の一部を助成するため、「私立幼稚園就園奨励費」を支給します。

「私立幼稚園就園奨励費」の対象は、4月から9月分までの半年間が対象となります。
10月から3月分については、10月からの幼児教育無償化に伴う新たな給付となる予定です。
この「私立幼稚園就園奨励費」の申請とは別に、申請書類の提出が必要となります。
詳細については、在園している幼稚園を通じて、別途ご案内します。

1 申請できる園児

次の全てに該当している園児

- ・平成31年4月に、横須賀市に住民登録がある
 - ・私立幼稚園に在園している3、4、5歳の園児で週5日のクラスに通っている
 - ・4月分の保育料を全額納めている
- ※4月に在園し、5月または6月の途中退園児も申請対象

※上記以外の9月末まで途中入園した園児は、9月頃に案内配布予定の「途中入園児・満3歳児(平成28年4月2日以降に生まれた園児)」で申請してください。

2 申請方法

幼稚園が配付する申請書「保育料等減免措置に関する調書」に記入し、幼稚園に提出してください。

提出期限：**令和元年6月21日（金）**

3 支給方法

受取日や支給方法は在園している幼稚園にお問い合わせください。

4 申請をしない場合

申請をしない、補助金支給の対象外と判断する場合でも必ず期限内に、「私立幼稚園就園奨励費補助金辞退届」(保育料等減免措置に関する調書の裏面)を提出してください。

お問い合わせ先 : 通っている幼稚園

: 横須賀市こども育成部幼保児童施設課 電話046-822-8268

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市ホームページ「私立幼稚園就園奨励費補助金について」

ホーム > [健康・福祉・教育](#) > [子育て](#) > [保育園・幼稚園・こども園](#) > [私立幼稚園就園奨励費補助金について](#)

5 添付書類

平成31年1月1日現在、世帯全員の住民登録が横須賀市にある世帯は添付書類の必要はありません。
ただし、下記に該当する世帯は添付書類が必要です。

該当世帯		添付書類
平成31年 1月1日現在 <u>横須賀市以外</u> に住民登録を していた世帯	転入	<p>①自営業など自分で市民税を納めている世帯 →令和元年度市民税・県民税納税通知書（写） 毎年6月に市区町村から送られてきます。 氏名・市民税（均等割額・所得割額）・扶養親族数が分かるように写しをとってください。</p> <p>②会社員・自衛官・公務員など勤務先で年末調整をしている世帯 →令和元年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（写） 毎年6月頃に勤務先で配られます。 氏名・市民税（均等割額・所得割額）・扶養親族数が分かるように写しをとってください。</p> <p>③上記書類がない世帯 令和元年度市県民税課税(所得) 証明書（原本） 平成31年1月1日時点で住民登録していた市区町村でとることができます。令和元年6月1日以降発行の市民税（均等割額・所得割額）と扶養親族数が記載されていることを確認してください。</p>
	海外勤務	④平成30年1月～12月までの給与支払証明・社会保険料証明（原本） * 在職中の職場に交付申請をしてください。
	単身赴任	②の(写)または③を添付してください。
米軍人	2018年の収入証明（WAGE AND TAX STATEMENT, W2-Form）の原本 勤務先で発行もしくは、ウェブサイトからご自宅でプリントアウトしたもの。	
平成31年1月1日以降世帯状況に変更があった（婚姻・離婚をした場合）	<p>⑤現状の世帯状況証明が確認できる書類（住民票等）</p> <p>⑥扶養義務者の課税証明</p> <p>⑦婚姻・離婚の日付が確認できる戸籍謄本</p> <p>⑧令和元年5月1日以降婚姻・離婚した場合、<u>変更前の世帯状況</u>を記入した「保育料等減免措置に関する調書」も提出</p>	
現在、離婚調停中等で配偶者と同居していない場合	<p>⑤現状の世帯状況証明が確認できる書類（住民票等）</p> <p>⑥扶養義務者の課税証明</p> <p>⑨調停中の書類（父・母の氏名、日付が確認できる面の写）</p>	
未就学児で <u>兄弟</u> が違う施設に在園している	<p>⑩幼稚園就園奨励費該当園児が通園している園と異なる施設に在園している兄または姉の在園証明書（任意書式） * 当該園に交付申請してください。</p>	
障害者手帳等を持っている家族が1人でもいる	<p>⑪身体障害者手帳(写) ⑫療育手帳(写)</p> <p>⑬精神障害者保健福祉手帳(写) ⑭特別児童扶養手当の証書(写)</p> <p>⑮障害基礎年金手帳(写)</p> <p>* <u>在宅の者に限る</u> 上記のいずれかを提出してください。</p>	
生活保護を受けている	⑯生活保護受給証明書（原本） 生活福祉課（市役所分館）で発行	

【添付書類の注意事項】

- ・ 所得の有無にかかわらず、未申告の方は市民税課（市役所本庁2階）で所得の申告をしてください。
* 所得の申告をしないと補助金は受けられません。
- ・ 税申告で、配偶者、子等の扶養の申告漏れが多くみられます。申請後に更正がないよう今一度ご確認ください。
配偶者の扶養申告漏れは市県民税額に影響しますので、市民税課にご確認ください。
- ・ 申請後、税額の修正申告をした場合は「令和元年度住民税課税（所得）証明書（原本）」を速やかに、こども育成部幼保児童施設課に提出してください。
- ・ 源泉徴収票や確定申告には住民税額が記載されていません。
- ・ 審査の過程で書類が必要になる場合がありますのでご了承ください。

6 補助金額の算定

世帯の所得に応じて決定します。「令和元年度補助基準と金額」（裏面）の表を参照してください。

- ・ 父母が市町村民税非課税世帯で収入が一定額以下のときは、同居する祖父母等の最多収入・最多納税者で判定します。
- ・ 海外勤務等で所得がある世帯は、現地通貨を日本円に換算して市民税の所得割額を算出します。
- ・ 入園金等を免除・助成された場合は、減額された額が対象になります。
- ・ 市町村民税所得割課税額算定に際し、調整控除以外の次の控除は適用しません。

配当控除	住宅借入金等特別税額控除	寄附金税額控除	外国税額控除	配当割額控除
株式等譲渡所得割額控除				

- ・ 幼稚園に納めた入園料および保育料と私立幼稚園就園奨励費と比較して低い額が補助金額です。
（幼稚園に納めた金額が上限になります）
- ・ 補助の対象になるものは、保育料・入園金のみです。その他のバス代、給食代等は含まれません。

年度途中の退園、休園などにより、幼稚園に支払う保育料が4月から9月まで6カ月未満の場合は、「令和元年度補助基準と金額」（裏面）の表に該当する金額から次の式で算出します。

※ 補助金上限額 × 在園月数 ÷ 6 (100円未満四捨五入)

- ・ 在園中に住民登録を他市町村に異動した場合は、必ず園にお知らせしてください。
(住民登録をしている市町村に申請をします)
- ・ 米軍世帯に属する園児等は横須賀市に住民登録をし、住民登録をした方の所得の申告が必要です。

○多子世帯

区分オ～カ：同一世帯の小学校3年生までの兄、姉の年齢の高い順に「第1子」「第2子」「第3子以降」と数えます。

※多子計算の対象となる兄弟は、小学校、幼稚園、保育園、認定こども園に在籍している児童に限ります。（在日米軍基地内の学校、インターナショナルスクール等は対象外となります。）

※同一世帯から同時に2人以上の園児が幼稚園に通っている場合は、必ず在園している全ての園児の申請書を提出してください。

事 例	第1子	第2子	第3子
①長男(幼稚園5歳)、長女(幼稚園4歳)、次男(幼稚園3歳)	長男	長女	次男
②長男(保育園5歳)、長女(幼稚園4歳)、次男(幼稚園3歳)	長男	長女	次男
③長男(小学3年生)、長女(幼稚園4歳)、次男(幼稚園3歳)	長男	長女	次男
④長男(小学4年生)、長女(幼稚園4歳)、次男(幼稚園3歳)	長女	次男	—
⑤長男(小学6年生)、長女(小学4年生)、次男(幼稚園3歳)	次男	—	—

令和元年度補助基準と金額（令和元年4月～9月）

区分	世帯の状況	多子計算	補助金上限額 (ひとり親世帯等も同額)	多子軽減の範囲
ア	生活保護世帯	—	154,000円	—
イ	市町村民税非課税世帯			
ウ	市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)世帯			
エ	市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯			
オ	市町村民税所得割課税額 211,200円以下世帯	第1子	31,100円	小学校3年生 以下の兄弟
		第2子	92,500円	
		第3子	154,000円	
カ	市町村民税所得割課税額 211,201円以上世帯	第1子	0円	
		第2子	77,000円	
		第3子	154,000円	

※補助金上限額は、各区分における年間補助金上限額の2分の1（4月～9月の6か月分）の金額を記載しています。

※寡婦(夫)控除等みなし適用、ひとり親世帯等の詳しい内容は横須賀市ホームページ「私立幼稚園就園奨励費補助金について」をご覧ください。（表面参照）